

調査レポート

今月のグラフ(2026年1月)

“インフレ税”でも縮小しない英仏の公的債務残高

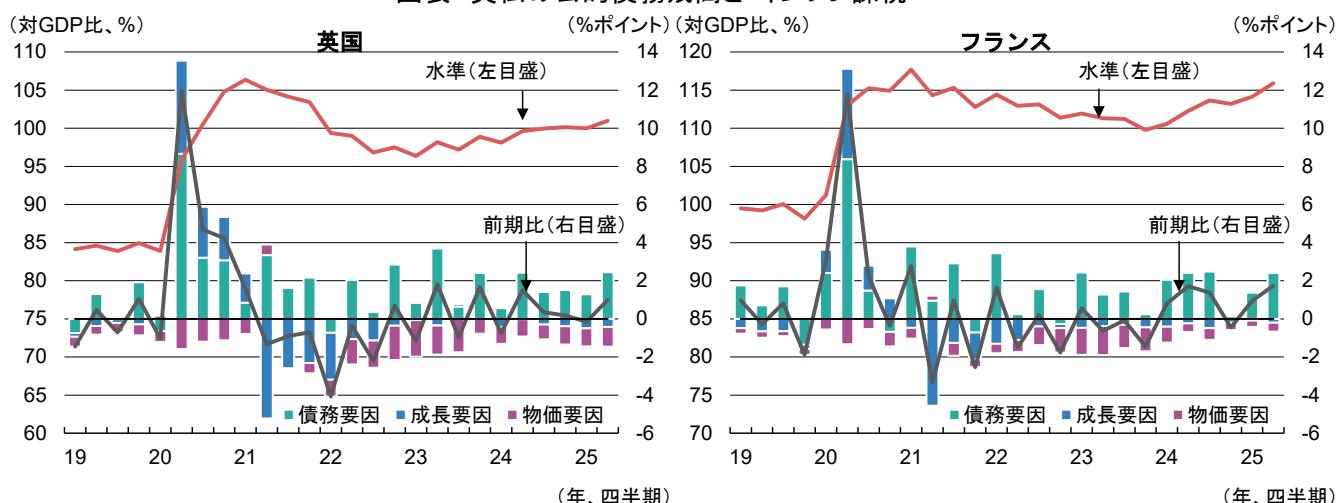
調査部 主任研究員 土田陽介

日本は名目GDP(国内総生産)の2倍を超える公的債務残高を抱えている。一方で、このところの高インフレを反映して、名目GDPが公的債務残高を上回るテンポで増加している。その結果、財政健全化の指標とされる公的債務残高／名目GDP比率が低下している。これは、国民が高インフレというかたちで公的債務の圧縮の負担を負わされているに等しく、“インフレ税”と呼ばれる経済現象として知られる。

インフレ税が国民に課されているのに、公的債務残高の膨張に歯止めがかからないのが英国とフランスである。英国の公的債務残高／名目GDP比率は、2023年1～3月期の96%を底に、直近2025年4～6月期には101%まで上昇した。一方のフランスは、2023年10～12月期の110%を底に、直近は116%まで上昇した。公的債務残高／名目GDP比率の前期比の動きを①債務要因(公的債務残高の増減)と②成長要因(実質GDPの変動)、③物価要因(GDP価格指数の変動)で寄与度分解すると、両国とも③物価要因が全体の変化を押し下げる方向に働いているが、これが“インフレ税”に相当する。対して、それを上回る規模で①債務要因が全体の変化を押し上げており、インフレ税で貢献しないほどの国債発行がなされていると理解できる。

コロナショック直後の最悪水準にほぼ等しいレベルまで公的債務残高が膨張したという点に鑑みれば、英国よりもフランスの方が事態は深刻だろう。現に主要格付会社は、フランス国債の評価を相次いで引き下げている。またインフレ税は国民に広い痛みを強いる“重税”であるため、国民は不満を募らせることになる。無論、これは日本においても当てはまる。日本の公的債務残高／名目GDP比率が低下しているからといって、財政をいたずらに拡張すれば、国民はさらに重いインフレ税を課されることになる。

図表 英仏の公的債務残高と“インフレ課税”



－ ご利用に際して －

- 本資料は、執筆時点で信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一的な見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客様の決定、行為、およびその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所: 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡ください。